

4. 3. 29
441

38



芳名第六 四編

昭和四年三月二十五日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介 殿
社 會 局 長 官 殿
京都府 神奈川 各府縣知事 殿

村田文泉閣工場労働争議ニ関スル件 (第四報)

要旨 一、工場主側ニ依リトシテ三月五日要求事項ニ對スル回答ヲ與ヘタル程度以上ニ労働者側ノ要求ヲ容認セズ

二、工場内ニ於ケル就業状況ハ新採用シタル職工ト争議団ヲ脱シテ復職セル者トニ於テ作業ヲ繼續シ製本上進シタル支障ニナク争議団自然ニ切崩ルヲ待テ居レリ

